

# 八王子市 サロン運営マニュアル (令和 7 年度～)

令和 7 年(2025 年)2 月  
八王子市福祉部高齢者いきいき課



# 目次

## 【 I 基本編】

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 1 補助金について            |         |
| (1)補助(登録)条件          | ..... 1 |
| (2)補助金額              | ..... 2 |
| (3)補助対象経費            | ..... 2 |
| (4)介護予防加算            | ..... 3 |
| 2 申請スケジュール           | ..... 4 |
| 3 活動保険について           |         |
| (1)保険適用について          | ..... 5 |
| (2)保険金額              | ..... 5 |
| (3)保険金請求の流れ          | ..... 5 |
| (4)事故状況の確認項目         | ..... 6 |
| 4 会計事務について           |         |
| (1)出納簿の作成            | ..... 7 |
| (2)補助金の使用にかかるポイントの扱い | ..... 7 |
| (3)レシート・領収書          | ..... 7 |
| (4)備品の管理             | ..... 7 |
| (5)補助金の返還            | ..... 8 |
| 5 変更・中止する場合          |         |
| (1)申請内容に変更が生じた場合     | ..... 8 |
| (2)活動を休止した場合         | ..... 8 |

## 【Ⅱ 参考編】お役立ち情報

|   |                         |      |
|---|-------------------------|------|
| 1 | スマホアプリで楽しく、お得に、健康に～てくぽ～ | … 9  |
| 2 | はちおうじ人生 100 年サポート企業     | … 10 |
| 3 | オンライン体操教室「SOFT(ソフト)」    | … 11 |
| 4 | 八王子けんこう体操               | … 12 |
| 5 | 高齢者活動コーディネートセンター        | … 13 |
| 6 | 高齢者あんしん相談センター           | … 15 |

## 【Ⅲ Q&A】よくある質問

|   |         |      |
|---|---------|------|
| 1 | 活動について  | … 18 |
| 2 | 補助金について | … 19 |
| 3 | その他     | … 21 |

## 【Ⅳ 資料編】

|  |                           |      |
|--|---------------------------|------|
|  | ふれあい・いきいきサロン活動支援事業実施要綱    | … 22 |
|  | ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金交付要綱 | … 24 |



## 【Ⅰ 基本編】

### 1 補助金について

#### (1)補助(登録)条件

(以下は運営基準の一部を抜粋したものです。詳細は P.29 をご覧ください)

|        | ふれあい・いきいきサロン                                                       | 自主サロン |
|--------|--------------------------------------------------------------------|-------|
| 活動内容   | レクリエーション・趣味活動や介護予防に資する活動、<br>高齢者同士又は世代を超えた地域住民の交流活動を<br>総合的に実施すること |       |
| 運営日数   | 年 10 日以上                                                           |       |
| 運営時間   | 90 分以上/日                                                           |       |
| 登録スタッフ | 5 名以上                                                              |       |
| 当番スタッフ | 原則 2 名以上/日                                                         |       |
| 参加人数   | 10 名以上/日の参加が見込めること                                                 |       |
| 会場     | 10 名以上の方が活動できる広さがあること                                              |       |
| 運営方針   | 会場の周辺に居住する高齢者をはじめ、<br>誰もが利用できるように運営すること                            |       |
| 会則     | 団体の会則を設けていること<br>宗教・政治・営業等に関する活動を行わないこと                            |       |
| 会計     | 出納簿を作成し、<br>会計が明確であること<br>補助事業に係る領収書・<br>帳簿を 5 年間保管すること            |       |

#### お役立ち メモ

八王子市の高齢者サロンは、

「ふれあい・いきいきサロン」と「自主サロン」の 2 種類があります。

「ふれあい・いきいきサロン」は補助金の交付を受ける団体(活動保険あり)で、「自主サロン」は補助金の交付は受けずに、活動保険のみ適用される団体となります。会計以外の条件に変わりありません。

## (2)補助金額

| 年間活動回数          | 総額<br>(上限) | 内訳        |          |          |
|-----------------|------------|-----------|----------|----------|
|                 |            | 運営費       | 会場費      | 介護予防加算   |
| 年 10 日以上 19 日以下 | 40,000 円   | 20,000 円  | 10,000 円 | 10,000 円 |
| 年 20 日以上 39 日以下 | 80,000 円   | 40,000 円  | 20,000 円 | 20,000 円 |
| 年 40 日以上 79 日以下 | 160,000 円  | 80,000 円  | 40,000 円 | 40,000 円 |
| 年 80 日以上        | 320,000 円  | 160,000 円 | 80,000 円 | 80,000 円 |

※補助金額は年度によって変更となる場合があります。最新の補助金額は高齢者いきいき課サロン担当(042-620-7243)までご確認ください。

## (3)補助対象経費

| 費目     | 対象経費                                                                                                                 |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運営費    | サロン運営に係る経費<br>(消耗品費・材料費・印刷費・外部講師への謝礼・備品購入費(税込単価 5 万円までに限る)・資格取得費用(実施要項第 1 条に定める目的のために必要な資格に限る)・会場費・通信費・その他、市長が認める経費) |
| 会場費    | サロン会場に係る経費<br>(会場使用料・賃貸料等)                                                                                           |
| 介護予防加算 | 介護予防加算分の補助金については、使途の定めはありません。<br>サロンの皆さんで使途を決めてください。                                                                 |

お役立ち  
メモ

<運営費の対象とならない経費>

- ・ 飲食費(お菓子やお茶・コーヒー等を含む、飲食に係る経費)
- ・ 個人の所有や権利になる経費
- ・ レシート・領収書のない経費
- ・ その他、市長が不適当と認める経費

#### (4)介護予防加算

##### ① 加算の条件

サロン活動の中で、30分以上の介護予防メニュー(運動・栄養・口腔)を取り入れる。

##### ② 補助額

1日あたり 5,000 円×実施回数

(年間活動回数に応じた補助上限額)

| 年間活動回数          | 日数   | 介護予防加算<br>補助上限額 |
|-----------------|------|-----------------|
| 年 10 日以上 19 日以下 | 2 日  | 10,000 円        |
| 年 20 日以上 39 日以下 | 4 日  | 20,000 円        |
| 年 40 日以上 79 日以下 | 8 日  | 40,000 円        |
| 年 80 日以上        | 16 日 | 80,000 円        |

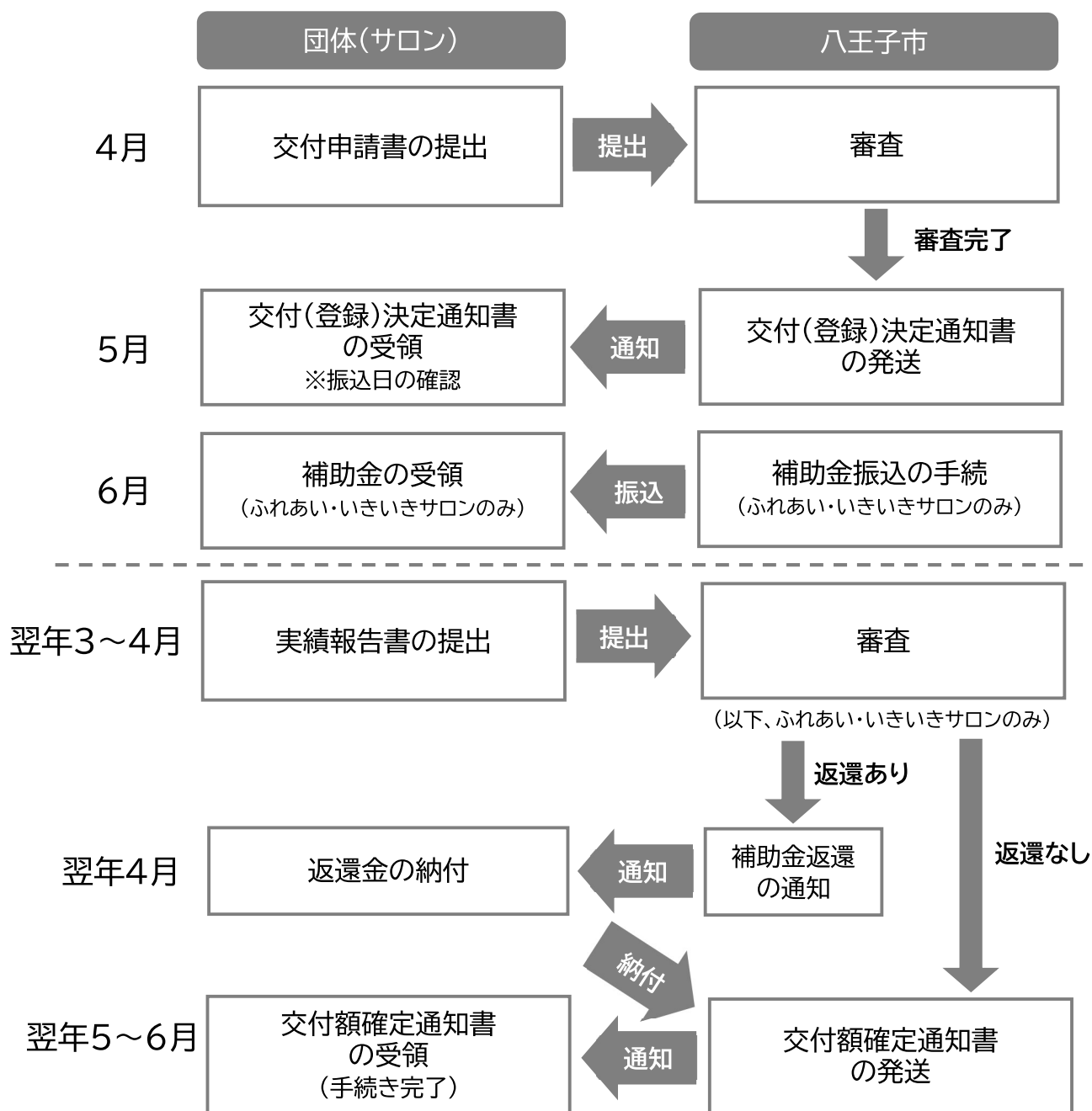
##### ③ 介護予防メニュー(例)

| 活動内容                                                  | 可否 | 活動内容                         | 可否 |
|-------------------------------------------------------|----|------------------------------|----|
| 健康体操<br>(八王子けんこう体操、ラジオ体操等)                            | ○  | 健康チェック・フレイルチェック              | ○  |
| スローオンラインフィットネス<br>(SOFT)・・・P.11 参照                    | ○  | 体力測定会                        | ○  |
| ヨガ・ストレッチ・ダンス                                          | ○  | 運動・栄養・口腔に関する<br>出前講座         | ○  |
| グラウンドゴルフ・ゲートボール                                       | ○  | カラオケ、音楽全般                    | ×  |
| ウォーキング                                                | ○  | レクリエーション<br>(ボードゲーム、ビンゴゲーム等) | ×  |
| その他スポーツ                                               | ○  | 囲碁・将棋                        | ×  |
| てくポ(介護予防ポイント制度)に<br>関連する活動・・・P.9 参照<br>※地域活動参加ポイントが条件 | ○  | 文化活動(手芸、書道等)                 | ×  |

出前講座の依頼については、  
市ホームページ【キーワードで検索する】から「はちおうじ出前講座」と  
検索いただくか、運営マニュアル(P.9～14)のメニューをご覧ください。

お役立ち  
メモ

## 2 申請スケジュールについて



実績報告・交付申請書類は電子データでの作成がおすすめです！

金額が自動計算されるため、電卓も不要。らくらく作れて、ミスも防げます。ぜひご活用ください。

【電子データ ダウンロードまでの手順】

- ① 八王子市ホームページ【キーワードで検索する】から「サロン」と検索
- ② 検索結果の一番上に表示される【高齢者サロン】をクリック
- ③ 【様式】から必要な様式をクリックしてダウンロード

### 3 活動保険について

#### (1) 保険適用について

サロン活動における運営者(スタッフ)及び参加者の活動中のケガや不測の事態に対応するため、市で一括して傷害保険に加入しております。サロンの活動中のほか、サロンへの往復途上も保険の適用範囲となります。なお、賠償責任保険には加入しておりませんので、各サロンで必要な場合は各サロンで加入をお願いします。(補助金充当可)

#### (2) 保険金額

| 補償項目                    |         |            | 保険金額      | 備考                  |
|-------------------------|---------|------------|-----------|---------------------|
| 傷害補償<br><br>※往復途上のケガを含む | 死亡・後遺障害 | 傷害事故       | 150 万円    | 後遺障害は程度に応じて100%から4% |
|                         |         | 特定疾病事故(※1) | 15 万円     |                     |
|                         | 入院      | 傷害事故       | 2,000 円/日 | 180 日限度             |
|                         |         | 特定疾病事故(※1) | 1,000 円/日 |                     |
|                         | 通院      | 傷害事故       | 1,000 円/日 | 90 日限度              |
|                         |         | 特定疾病事故(※1) | 500 円/日   |                     |

※1 特定疾病…急性心疾患、急性脳疾患、急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、熱中症、低体温症、脱水症

#### (3) 保険金請求の流れ

事故発生

↓

① 団体から事故状況の確認事項(P.6)の内容を市(042-620-7243)に連絡

↓

② 市から保険会社へ事故報告書を提出(事故発生後30日以内)

↓

③ 保険会社から被補償者へ手続きのご案内(郵送で書類のご送付)

↓

④ 保険会社と被補償者でのやり取り後、保険金を被補償者へ直接お支払い

↓

手続き終了

#### (4)事故状況の確認項目

### 事故状況の確認項目

不明な項目は飛ばしても構いません。

大体の事故状況が確認できた時点で八王子市役所高齢者いきいき課までご報告ください。

ご報告はこちら→TEL:042-620-7243  
(八王子市福祉部高齢者いきいき課)

|                           |      |                                                 |     |        |           |
|---------------------------|------|-------------------------------------------------|-----|--------|-----------|
| おケガ・病気を<br>された方<br>(被補償者) | 住 所  | 〒                                               |     |        |           |
|                           |      | 日中の連絡先<br>(自宅・勤務先・携帯)                           | - - |        |           |
|                           | フリガナ |                                                 |     | 生年月日   | 年 月 日 (才) |
|                           | 氏名   | <input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女 |     | 職業/学校名 | 役職/所属団体   |

|           |        |                           |
|-----------|--------|---------------------------|
| 事故の<br>内容 | 発生日時   | 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 頃     |
|           | 発生場所   | 都 道 区 市 区 町 府 県 郡 村 にて    |
|           | 事故発生状況 | ※なぜ、どのようにして事故にあったかなど詳しく記入 |

|              |                         |                                                           |                                                        |                                              |
|--------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| おケガなどの<br>内容 | ケガまたは病気の名前              |                                                           |                                                        | ※ケガの名前が詳しくわからない場合は、<br>下段のケガの部位・状態に丸をしてください。 |
|              | ケガの部位                   | 1頭部 2顔面 3頸部 4胸部 5腹部 6腰部 7上肢/手指[例:右手親指( )] 8下肢 9足指 0その他( ) |                                                        |                                              |
|              | ケガ等の状態                  | 1骨折 2脱臼 3打撲 4捻挫 5切傷 6欠損・切断 7やけど 8内出血 9特定疾病 0その他( )        |                                                        |                                              |
|              | ギプス装着                   | 無・有                                                       | <input type="checkbox"/> 受傷部位が指の場合、<br>関節(手首・足首)を含みますか | はい・いいえ                                       |
|              | 入院                      | 無・有( )日位                                                  | 手術                                                     | 無・有(手術名: )                                   |
|              | 病院名<br>わかる範囲で<br>ご記入下さい | 病院名                                                       | 電話番号                                                   | ① ( - - )<br>② ( - - )                       |

## 4 会計事務について

### (1) 出納簿の作成

収入・支出について、出納簿をつけ運営資金・補助金の管理をしっかりと行いましょう。

### (2) 補助金の使用にかかるポイントの扱い

ポイントカードやクレジットカード、QRコード決済等を使用して購入した経費については、取得したポイント分を補助対象金額から差し引いて補助対象経費としてください。

これは、公金である補助金を使用して個人がポイント等の利益を得ることは、不適切であると考えられるからです。

例) 1,000 円を支払い、10 円分のポイントが付与された場合

$$1,000 \text{ 円} - 10 \text{ 円(ポイント分)} = 990 \text{ 円分が補助対象経費}$$

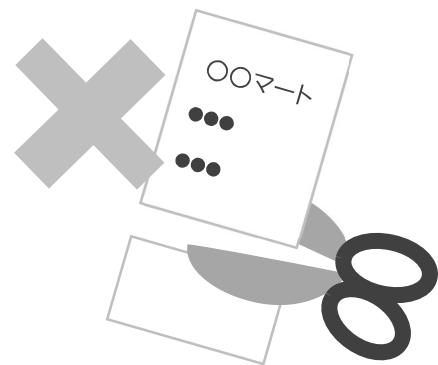
### (3) レシート・領収書

レシート・領収書は、時系列にまとめて管理してください。レシート・領収書のない経費は、補助金の対象経費になりませんので、ご注意ください。

レシートは切らずに保管してください。切ってしまうと書類の改ざんとなり、支出の証明書類として認められない場合があります。

交通費(公共交通機関に限る)等、レシート・領収書のない経費は、「出金伝票」で処理を行ってください。

書類を保管する際には、紛失防止のためファイル等に綴じ、後で出納簿と突合できるように領収書番号をつけるようにしてください。



### (4) 備品の管理

補助金を充当できる額は1つの備品につき、税込単価5万円までです。

また、補助金を充当して税込単価1万円を超える備品を購入する場合は、事前に「備品購入等協議書(市ホームページに様式あり)」、「カタログ(物品の詳細が分かるもの)」、「見積書(金額が分かるもの)」を提出して、市の審査を受けるとともに、各サロンの備品台帳(任意様式)で管理してください。

## (5)補助金の返還

補助金が余った場合や、申請した区分に定める開催日数に達しなかった場合は補助金の返還が必要になります。

【例】「年 10 日以上 19 日以下」「運営費 20,000 円」で申請したが、  
8 日しか開催できなかった場合、

$20,000 \text{ 円} \times 8 \text{ 日} / 10 \text{ 日} = \text{上限 } 16,000 \text{ 円}$ となり、差額の 4,000 円は返還

会場費については、一部例外があります。

会場費を前払いしていて、キャンセルができない(またはキャンセル料が発生した)場合で、レシート・領収書がある場合は、申請時の金額を上限として充当可能。

【例】「年 10 日以上 19 日以下」「会場費 10,000 円」で申請したが、  
8 日しか開催できなかった場合、

原則 $\Rightarrow 10,000 \text{ 円} \times 8 \text{ 日} / 10 \text{ 日} = \text{上限 } 8,000 \text{ 円}$ となり、差額の 2,000 円は返還

## 5 変更・休止する場合について

### (1)申請内容に変更が生じた場合

年度途中にサロン名や代表者、開催場所・曜日・時間、その他申請した内容に変更が生じた場合は、1 か月以内に変更申請書を提出してください。

なお、サロン名、代表者住所、代表者氏名を変更する場合は「口座振替依頼書」も併せて提出してください。

### (2)休止

年度途中に活動を休止した場合は、1 か月以内に休止申請書、休止までの期間の実績報告書と活動報告書、レシート・領収書(補助金の交付を受けている場合)を提出してください。

補助金の交付を受けている場合は、内容審査後に、補助金を月割りで精算していただきます。



## 【Ⅱ 参考編】お役立ち情報

### 1 スマホアプリで 楽しく、お得に、健康に ～てくポ～

#### てくポって？

スマートフォンアプリを使って、毎日の歩数や脳トレ、イベント・ボランティア参加でポイントをためられます。令和7年1月時点で10,000人を超えるシニアが登録中。



#### ■ サロン活動でポイントをためよう！ ～ 地域活動参加ポイント ～

ポイント対象のサロンとして市に届出を行えば、スタッフ・参加者とも  
1回の活動で **10** ポイントをためられます(月5回まで)。

詳しくは八王子市ホームページをご覧ください →

地域活動参加ポイント



#### ■ てくポの登録をお助けします！ ～ 出張説明会 ～

「自分たちではスマホの操作が不安…」、「仲間と一緒にてくポを始めてみたい！」とお考えの皆さまはぜひ出張説明会をご利用ください。

【内 容】 てくポの概要、アプリダウンロード・登録申込、アプリ操作説明

【所要時間】 1 時間 30 分

【講 師】 八王子市シルバー人材センター、(株)ベスプラ(アプリ開発事業者)

【申込方法】 1カ月前までに高齢者いきいき課へ

※ 参加者は原則 10 名以上 20 名以内でお申し込みください。

※ 会場確保、当日準備や受付は申込団体でご対応ください。

詳しくは八王子市ホームページをご覧ください →

てくポを始めたい方



【申込・問い合わせ先】

高齢者いきいき課 ☎042-620-7243

## 2 はちおうじ人生 100 年サポート企業

八王子市では、シニア向けの独自サービスを展開する企業を「はちおうじ人生 100 年サポート企業」として登録し、皆様に知ってもらい、役立ててもらおうと応援しています。

そんなサポート企業に、サロン活動で使える特別なメニューを提供していただきました。

掲載されているメニュー内容は、健康づくりや生きがいづくりに役立つ活動として市でも確認しており、サロンの補助金を使用して利用することも可能です。

民間のプロから、講習や体験を受けてみませんか？



### 【登録企業の一覧】令和 7 年(2025 年)1 月 15 日現在

|      |                                                                                                                                                                                       |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運動   | コナミスポーツクラブ八王子、メガロス八王子、出張パーソナルトレーニング響、スポーツクラブ NAS 高尾、カーブス、テクノブレイン、にしはちスポーツジム、LCK Labo+、モノ ダンススタジオ、メンズ・カーブスコピオ長房                                                                        |
| 栄養   | まごころ弁当 八王子店、ファリーヌ、配食のふれ愛八王子本店                                                                                                                                                         |
| 社会参加 | サン・ライフ、宮地楽器、八王子ウェルフェアサービス、セレモア八王子本社、スーパーアルプス                                                                                                                                          |
| 生活支援 | サン・ライフ、ユニバーサルタクシー スマイルファンファーレ、バーゼル洋菓子店、Hi-To サービス、美容室そら、介護のお手伝い、介護タクシーかえで、イトーヨーカドー、コミュニティタウン、セレモアグループ 東京民間救急サービス、ライフテクトイトウ、kotona 訪問美容、あられ介護、下島調剤薬局、ライフエヌサポート介護タクシー、有限会社高千穂産業 民間救急事業部 |
| その他  | サン・ライフ、TK vivie(ティーケー ヴィヴィエ)、北原トータルライフサポート倶楽部、三井住友信託銀行                                                                                                                                |

サポート企業提供メニューの一覧や申込方法は右の二次元バーコードからご覧いただくか、市ホームページ【キーワードで検索する】から「はちおうじ人生 100 年サポート企業」と検索してください。



### 【申込・問い合わせ先】

提供メニューの申込については、各サポート企業に直接申し込みください。

サポート企業全般について : 高齢者いきいき課 ☎042-620-7243



## SOFT(ソフト)とは

ゆっくりとした筋力トレーニングとバランス運動、有酸素運動を組み合わせた、高齢者でも安全に取り組めて、科学的に効果が実証された運動プログラムです。教室と講師をインターネットでつなぎ、みんなで楽しく運動します。

オンライン環境の準備さえできれば、活動の中身はプロの先生におまかせできるので新しいグループを立ち上げたい方にお勧めです。もちろん、既にグループで活動している皆さんも、SOFTの「チョイ足し」をご検討ください。



### 備

#### 1. はじめる目的の確認

運動不足の解消、地域高齢者の居場所づくり、シニアクラブや町会等への新たな参加者の獲得 など

#### 2. 必要なものを確認

☐ 場所 ☐ 椅子 ☐ TV ☐ インターネット ☐ 続けたい気持ち

※ 担当者が状況をお伺いし、グループの立ち上げを支援いたします。

### 意

- ・ 機器や通信料金は団体で負担していただく必要があります。
- ・ 事故や怪我を防ぐため、両手を広げてぐるっと回ってもぶつからないぐらいのスペースを確保しましょう。

#### 【申込・問い合わせ先】

公益財団法人 明治安田厚生事業団 体力医学研究所 SOFT 事務局

☎042-691-1163

## 4 八王子けんこう体操

八王子けんこう体操は、地域の通いの場や自宅などで、どなたでも気軽に健康づくりや介護予防に取り組める体操です。

準備運動から筋力トレーニングまで、椅子を使った体操が中心なので安心しておこなうことができます。また、転倒予防や腰痛予防など、ご自身に合ったメニューを選んで取り組むことができます。

DVD の動画やパンフレットを見ながら、取り組んでみませんか？

### (1)DVD の貸し出し

対 象 : 市内在住の方

貸出場所 : ①高齢者福祉課

②大横保健福祉センター

③東浅川保健福祉センター

④南大沢保健福祉センター

⑤保健所保険総務課

⑥八王子駅南口総合事務所高齢担当

貸出期間 : 3 か月間



※パンフレットも配布しています

※DVD の内容は右の二次元バーコードからご覧いただくか、市ホームページ【キーワードで検索する】から「八王子けんこう体操」と検索してください。



### (2)出前講座

保健福祉センターでは、八王子けんこう体操の出前講座を行っています。

町会・自治会やお仲間など 10 人以上の集まりがありましたら、ぜひご利用ください。

ご希望の方は、お近くの保健福祉センターにご連絡ください！！

#### 【申込・問い合わせ先】

出前講座について : 大横保健福祉センター ☎042-625-9200  
東浅川保健福祉センター ☎042-667-1331  
南大沢保健福祉センター ☎042-679-2205

DVD 全般について : 南大沢保健福祉センター ☎042-679-2205

## 5 高齢者活動コーディネートセンター

「登録ボランティア(高齢者)」と「ボランティアを受け入れたい人や団体」の仲介や相談を受け付けています。

趣味活動の教室の講師や、催し物で特技の披露にと、登録ボランティアに来てもらうことができます！是非ご活用ください！



|       |    |
|-------|----|
| 料金・謝礼 | 無料 |
|-------|----|

※交通費などの実費については、負担が必要な場合があります。

### 【登録ボランティアの専門分野】

| 大分類           | 中分類      | 小分類                       |
|---------------|----------|---------------------------|
| スポーツ・レクリエーション | ダンス      | 社交ダンス、創作ダンス、日本舞踊、フラダンス    |
|               | レク指導     | 歌・ゲームの指導                  |
|               | グラウンドゴルフ |                           |
|               | 卓球       |                           |
| 健康・料理         | 体操       | 太極拳、手話ダンス、気功、ヨガ、健康体操      |
|               | 健康指導     | 吹き矢、健康法指導、脳トレーニング、アートセラピー |
|               | 栄養指導     | 食生活、栄養指導                  |
|               | 調理法      | 調理全般、麺類、お菓子作り             |
| 文化・学習         | 朗読       | 文芸一般、詩、絵本・童話、紙芝居          |
|               | 詩歌       | 短歌、俳句                     |
|               | 出版・編集    | 広報誌、自分史                   |
|               | 学習指導     | 教科の指導(英語など)               |
|               | パソコン指導   | ワード・エクセルの使い方、インターネット、メール  |
|               | 司会       |                           |
|               | 演劇       |                           |

|             |            |                                                         |
|-------------|------------|---------------------------------------------------------|
| 音楽・書道・絵画・写真 | 鍵盤楽器       | ピアノ、アコーディオン、エレクトーン他                                     |
|             | 弦楽器        | ギター、ウクレレ、三味線、胡弓・二胡、大正琴、アンサンブル、その他弦楽器                    |
|             | 吹奏楽器       | ハーモニカ、オカリナ、尺八、サックス、トランペット、その他吹奏楽器                       |
|             | 打楽器        | 和太鼓、お囃子太鼓等                                              |
|             | 歌・唄・謡曲     | 健康音楽、コーラス、歌謡曲・童謡・唱歌、民謡、詩吟、謡曲、その他の歌                      |
|             | 書道         | 毛筆、ペン                                                   |
|             | 絵画         | 油絵、水彩画、デッサン、パステル画・水彩画                                   |
|             | 写真・ビデオ     | 撮影指導、編集指導                                               |
| 茶道・華道・手芸・工芸 | お茶         |                                                         |
|             | お花         |                                                         |
|             | 木工細工       | 木工細工、竹細工                                                |
|             | 紙細工・布細工    | 折り紙、牛乳パック細工、ちぎり絵、押し花、人形作り、くるみ絵、絵手紙、お手玉作り、塗り絵、その他細工全般    |
|             | 編み物        |                                                         |
|             | 特殊技術       | グラスリッツェン                                                |
|             | 着物の着付け     |                                                         |
| 娯楽・趣味       | 演芸         | 腹話術、どじょうすくい安来節、マジック・浪曲奇術、南京玉すだれ、じゃぐリング、落語・漫談、銭太鼓、着物の着付け |
|             | 室内遊戯       | 囲碁、将棋、マージャン、百人一首・かるた、連珠(五目並べ)、その他室内競技                   |
| 福祉・相談       | 相談・カウンセリング | 傾聴、相談事、グループ運営法                                          |

### 【申込・問い合わせ先】

高齢者活動コーディネートセンター(通称:八王子センター元気) ☎042-627-9179

所在地 : 八王子市大横町 11-35(大横保健福祉センター3 階)

受付時間 : 午前 10 時～午後 4 時(月～金)



八王子センター元気



検索!



## 6 高齢者あんしん相談センター

高齢者あんしん相談センターは、高齢者の皆さんが住みなれた地域で安心して生活できるよう、必要な支援や情報提供を行う相談窓口です。介護に関する悩みや心配ごとのほか、健康や福祉、医療に関するさまざまな支援を行うため、社会福祉士、保健師または看護師、主任介護支援専門員がご相談をお受けしています。

また、市内 21 か所の高齢者あんしん相談センターに生活支援コーディネーターを配置し、地域のニーズと資源の発掘やマッチング等を行っています。

お住まいの地区を担当するセンターへ、お気軽にご相談ください！

(担当地区一覧)

| センター名 | 所在・連絡先                                                                | 担当地区                                                                        |
|-------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 旭町    | 旭町 8 番 10 号<br>比留間ビル 3 階<br>電話 648-8331<br>FAX 648-5260               | 横山町、八日町、本町、元横山町一丁目～三丁目、田町、新町、明神町一丁目～四丁目、東町、旭町、三崎町、中町、南町                     |
| 追分    | 追分町 7 番 17 号<br>シティーコート西八王子 1 階<br>電話 686-1713<br>FAX 686-1783        | 追分町、千人町一丁目～四丁目、日吉町、元本郷町一丁目～四丁目                                              |
| 大横    | 大横町 11 番 35 号<br>大横保健福祉センター 4 階<br>電話 634-8666<br>FAX 634-8880        | 八幡町、八木町、平岡町、本郷町、大横町、小門町、台町二丁目～四丁目                                           |
| 大和田   | 大和田町四丁目 5 番 4 号<br>グローイングシティ大和田 J002 号<br>電話 649-3280<br>FAX 649-3281 | 大和田町一丁目～七丁目、富士見町、大谷町(14～34番地、36～53番地、55～58番地、60～91番地、816番地、833番地、869～870番地) |
| 子安    | 子安町四丁目 7 番 1 号<br>サザンスカイタワー八王子 4 階<br>電話 649-6020<br>FAX 649-6021     | 子安町一丁目～四丁目、寺町、万町、上野町、天神町、南新町、台町一丁目、緑町                                       |
| 中野    | 中野上町四丁目 27 番 4 号<br>ボナール HONDA 1 階<br>電話 620-0860<br>FAX 620-0861     | 中野町、暁町一丁目～三丁目、中野山王一丁目～三丁目(二丁目 8 番を除く)、中野上町一丁目～五丁目、清川町                       |

|      |                                                                |                                                                                                                                                                     |
|------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 石川   | 石川町 481 番地<br>石川事務所内<br>電話 631-0071<br>FAX 631-0072            | 高倉町、石川町、宇津木町、平町、小宮町、久保山町一丁目～二丁目、大谷町(1～13番地、35番地、54番地、59番地、92～815番地、817～832番地、871～1108番地)、丸山町                                                                        |
| 加住   | 加住町一丁目 170 番地 2<br>加住事務所内<br>電話 692-3211<br>FAX 692-3467       | 中野山王二丁目(8番)、尾崎町、左入町、滝山町一丁目～二丁目、梅坪町、谷野町、みつい台一丁目～二丁目、丹木町一丁目～三丁目、加住町一丁目～二丁目、宮下町、戸吹町、高月町                                                                                |
| 高尾   | 東浅川町 551 番地 1<br>東浅川保健福祉センター2 階<br>電話 668-2288<br>FAX 668-2298 | 東浅川町、初沢町、高尾町、南浅川町、西浅川町、裏高尾町、廿里町、狭間町                                                                                                                                 |
| 館    | 館町 156 番地<br>館事務所内<br>電話 673-6425<br>FAX 673-6561              | 櫛田町、館町、寺田町、大船町                                                                                                                                                      |
| 長房   | 長房町 340 番地 12<br>コピオ長房 2 階<br>電話 629-2530<br>FAX 629-2577      | 並木町、長房町(【つつじヶ丘自治会地区】194番地2、196番地、197番地16～22、202番地1～4を除く)、城山手一丁目～二丁目                                                                                                 |
| めじろ  | めじろ台二丁目 55 番地 5<br>電話 669-3070<br>FAX 667-1186                 | 散田町一丁目～五丁目、山田町、めじろ台一丁目～四丁目                                                                                                                                          |
| 恩方   | 下恩方町 3395 番地<br>恩方事務所内<br>電話 659-0314<br>FAX 659-0315          | 下恩方町、上恩方町、西寺方町、小津町、美山町                                                                                                                                              |
| 川口   | 川口町 908 番地 1<br>川口事務所内<br>電話 654-5475<br>FAX 654-5476          | 川口町、上川町、犬目町、櫛原町                                                                                                                                                     |
| 元八王子 | 大楽寺町 419 番地 1<br>元八王子事務所内<br>電話 623-1021<br>FAX 623-1022       | 大楽寺町(【以下を除く】517番地2、536番地1、2、5、537番地1、538番地1、539番地、550番地、550番地2)、上壱分方町、諏訪町、四谷町(【以下の泉町住宅ほかを除く】662番地1、701番地1、5、702番地、702番地5)、式分方町(【松子舞地区】650番地を除く)、川町(【松子舞地区】789番地を除く) |



|       |                                                                      |                                                                                                                                                                                                               |
|-------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| もとはち南 | 元八王子町二丁目 1964 番地 2<br>宮崎ビル 101<br>電話 673-6241<br>FAX 673-6482        | 長房町(【つつじヶ丘地区】194番地2、196番地、197番地16～22、202番地1～4)、大楽寺町(517番地2、536番地1、2、5、537番地1、538番地1、539番地、550番地、550番地2)、四谷町(【泉町住宅ほか】662番地1、701番地1、5、702番地、702番地5)、叶谷町、泉町、横川町、式分方町(【松子舞地区】650番地)、川町(【松子舞地区】789番地)、元八王子町一丁目～三丁目 |
| 由井    | 片倉町 119 番地 4<br>由井事務所内<br>電話 632-6331<br>FAX 632-6330                | 小比企町、片倉町、西片倉一丁目～三丁目、宇津貫町、みなみ野一丁目～六丁目、兵衛一丁目～二丁目、七国一丁目～六丁目、打越町(【片倉台地区】1481番地、1491番地、1499番地、1577番地、1589番地)                                                                                                       |
| 長沼    | 長沼町 1302 番地 1<br>都営長沼第二アパート 16 号棟 1 階<br>電話 648-4340<br>FAX 648-4323 | 北野町、打越町(片倉台地区を除く)、北野台一丁目～五丁目、長沼町、絹ヶ丘一丁目～三丁目                                                                                                                                                                   |
| 由木    | 下柚木二丁目 10 番地 6<br>由木事務所内<br>電話 679-1114<br>FAX 670-2212              | 下柚木、下柚木二丁目～三丁目、上柚木、上柚木二丁目～三丁目、中山、越野、南陽台一丁目～三丁目、堀之内、堀之内二丁目～三丁目                                                                                                                                                 |
| 南大沢   | 南大沢三丁目8番 都営多摩ニュータウン南大沢団地1号棟1階<br>電話 678-1880<br>FAX 678-1889         | 鑓水、鑓水二丁目、南大沢一丁目～五丁目、松木、別所一丁目～二丁目                                                                                                                                                                              |
| 由木東   | 鹿島 111 番地 1<br>由木東事務所内<br>電話 689-6070<br>FAX 689-6071                | 東中野、大塚、鹿島、松が谷                                                                                                                                                                                                 |

八王子市 高齢者あんしん相談センター



検索!

## 【Ⅲ Q&A】よくある質問

### 1 活動について

#### Q1 活動のマンネリ化を防ぐには、どうしたら良いですか？

技能を持つボランティアの登録を行っている「八王子市高齢者活動コーディネートセンター」(P.13～14)や、高齢者向けの市場サービスを行っている、市認定の民間企業の「はちおうじ人生 100 年サポート企業」(P.10)の活用をおすすめします。ボランティアを講師として趣味の教室を開催したり、民間企業のサービスを使ったり、いつもとは違う内容の講座を開催してみてもいいかもしれません。

#### Q2 役員の担い手不足をどうしたら良いですか？

参加者にも呼びかけ、スタッフ(協力者)になってもらうように協力してもらうのも一つの方法です。また、スタッフの当番制を敷き、一人一人の役割を軽減したりするなど工夫が必要です。

#### Q3 介護予防の体操を取り入れたいのですが、どうしたら良いですか？

体操の自主化に向けて、市では職員による出張講座(P.12)や高齢者活動コーディネートセンターによるボランティア派遣(P.13～14)を行っております。

#### Q4 活動中に事故やケガがあった場合に、どうしたら良いですか？

もしものときこそ、落ち着いて対応することが重要です。緊急の場合は、迷わず救急 119 番へ連絡してください。サロン活動中の事故やケガについては、市で加入している活動保険の対象になる場合がありますので、高齢者いきいき課サロン担当(042-620-7243)まで速やかにご連絡ください。詳しくは P.5～6 をご覧ください。

## 2 補助金について

### Q5 要綱・様式は、どこで手に入りますか？

最新の要綱・様式は、市のホームページからダウンロードできます。市ホームページ【キーワードで検索する】から「サロン」と検索してください。パソコン等が使用できない場合は高齢者いきいき課サロン担当(042-620-7243)までご連絡ください。

### Q6 会場の改修や会場備え付けの備品修繕は、運営費補助の対象になりますか？

会場の改修や会場備え付けの備品修繕については、大家さん(会場の持ち主)が負担するのが原則(例:町会会館であれば、町会)となりますので、運営費補助の対象になりません。

### Q7 高額な備品を購入する際に、どのような処理をすれば良いですか？

補助金を充当して税込単価 1 万円を超える備品を購入する場合は、事前に「備品購入等協議書(市ホームページに様式あり)」、「カタログ(物品の詳細が分かるもの)」、「見積書(金額が分かるもの)」を提出して、市の審査を受けるとともに、各サロンの備品台帳(任意様式)で管理してください。

### Q8 交通費や駐車料金は、運営費補助の対象になりますか？

市の説明会、各種研修などに参加する場合の交通費は、公共交通機関の運賃・自家用車での駐車料金は運営費補助の対象になります。

一方、自家用車のガソリン代は私的な利用分とサロン活動における利用分が分けられないため運営費補助の対象になりません。

また、シルバーパスをお持ちの方が対象のバスを利用した場合は、運営費補助の対象になりません。

### Q9 スタッフ・利用者への講師謝礼は運営費補助の対象になりますか？

講師謝礼の補助金の対象は、外部講師に限ります。スタッフ・利用者への謝礼は、運営費補助の対象になりません。

**Q10** 講師謝礼として商品券を渡す場合、レシート・領収書は必要ですか？

商品券購入の際のレシート・領収書に加え、商品券を受け取った方の領収書も必要となります。

**Q11** 電話代は運営費補助の対象になりますか？

スタッフ同士の連絡や利用者への参加を促す際の電話料金については、報告書や活動日誌などで証明できる場合は運営費補助の対象になります。

**Q12** スタッフの打ち合わせに係る経費は運営費補助の対象になりますか？

報告書や活動日誌などで証明ができる場合は運営費補助の対象になります。

**Q13** 複数のサロンで合同の活動をする場合にはどうしたら良いですか？

複数のサロンで、囲碁・将棋大会などを合同に活動する事例が報告されています。こうした場合は、各回で経費の負担をするサロンを決める、あるいは負担を案分する場合は、実績報告時にどのサロンがいくら負担したか記録しておくなど、負担割合が分かるように整理してください。

**Q14** 利用者やスタッフが入院された・亡くなられた場合、見舞金や香典などは、運営費補助の対象になりますか？

香典だけでなく、慶弔費と言われる祝いや見舞い等に関する金品は、一切運営費補助の対象になりません。

**Q15** 募金・寄附・義援金などは補助金の対象になりますか？

サロンで自主的に募金を集めること自体は問題ありませんが、募金・寄附・義援金として、運営費補助で購入したものを充てることはできません。

**Q16** 積立金・繰越金の考え方について、教えてください。

補助金を積み立てることはできません。使用しなかった運営費・会場費補助は、年度毎に精算していただきます。また、補助金は貴重な税金を財源としていますので、多額の繰越金のあるサロンにおいては、本当に補助金の交付を受ける必要があるのか、十分に検討するようにしてください。

**Q17** 翌年度の4月に市民センターを使用する場合、会場費を3月に支払わなければいけませんが、今年度の補助対象になりますか？

年度をまたぐ前払いは原則補助対象外ですが、補助対象外にすると補助事業の目的が達成できない場合に限り、支払い年度の補助対象経費として取り扱うことを可とします。ただ、補助対象外となる例(物品購入など)もありますので、高齢者いきいき課サロン担当(042-620-7243)までご確認ください。

**Q18** 補助金の交付を受ける口座は、団体名義の口座のみですか？

基本的には、団体名義を推奨しておりますが、代表者などの個人名義でも構いません。ただし、①運営者(スタッフ)の同意を得ていること、②団体のみで使用する専用口座であること、の2つの条件を達成していただく必要があります。

**Q19** 介護予防加算の介護予防メニューで、「てくポ(介護予防ポイント制度)に関連する活動」とは何が対象になりますか？

てくポの普及に向けた活動として、てくポの使い方を参加者同士で教えあったり、てくポ登録者が未登録者に向けてアプリの機能を実際に使って見せるデモンストレーション会などが想定されます。なお、サロンの開催でてくポのポイントが貯まる「地域活動参加ポイント」の登録を条件とします。…P.9 参照

### 3 その他

**Q20** 補助金を受けないでサロンの運営をする場合、どのような制度がありますか？

補助金が交付される「ふれあい・いきいきサロン」の他に、補助金を受け取らないで、市の登録サロンとなる「自主サロン」の制度があります。「自主サロン」のメリットとしては、「活動が市の加入する保険が適用になる」「市の管理するホームページなどで、活動をPRできる」「補助金を受け取らないため、資金管理についての報告の必要がない」などが挙げられます。

## 【Ⅳ 資料編】

### 八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業実施要綱

#### （目的）

第1条 八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業は、高齢者の集いの場を運営する団体を支援し、地域でのレクリエーション・趣味活動等を通じ、高齢者の生きがいを高めることで、孤独感や引きこもりの解消等、地域社会における健康でいきいきとした生活の実現を図ることを目的とする。

#### （事業の名称）

第2条 この事業におけるサロンの名称は、子育てサロン等と区別するため、「高齢者サロン」とする。

#### （実施主体）

第3条 この事業の実施主体は、八王子市とする。ただし、効果的に事業を実施するため、事業の全部又は一部を事業者等へ委託することができる。

#### （事業の対象者）

第4条 この事業の対象となる利用者は、会場の周辺地区に居住する高齢者をはじめ、誰もが利用することができるものとする。

#### （支援対象とする事業内容）

第5条 この事業の対象となるサロン活動内容は、次に掲げる活動とする。

- (1) レクリエーション・趣味活動等
- (2) 高齢者同士又は世代を超えた地域住民の交流活動
- (3) 地域での介護予防に取り組む活動

#### （支援対象とする団体）

第6条 高齢者サロンの対象となる団体は、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 法人格を持たない非営利の団体（ただし、法人町会・自治会については対象とする）であること。
- (2) 会則等を設定し、団体の活動目的を明示している団体であること。
- (3) 市民生活における不特定多数の利益に寄与し、高齢者に対する支援を継続的に実施する団体であること。
- (4) スタッフに複数の市民（市内在住・在勤・在学）を含んでいること。
- (5) 近隣住民（町会・自治会等）理解を得ていること。
- (6) 政治活動及び宗教活動を目的としていないこと。
- (7) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (8) 市内に活動拠点があること。

#### （実施場所）

第7条 高齢者サロンは、次に掲げる条件を満たし、継続的に実施可能な場所で活動することとする。

- (1) 地域住民が気軽に出かけることができる町会・自治会館や集合所、市民センター及びこれに準ずる場所
- (2) おおむね10名以上の利用者が、一度に利用しても支障が出ない程度以上の広さが確保されている場所
- (3) 建築基準法・地区計画（八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例）に抵触していない場所

#### （運営時間）

第8条 高齢者サロンは、利用者のニーズ等を配慮し、運営時間について設定することができる。なお、1日の運営時間は、原則90分以上とする。

(スタッフの配慮)

第9条 高齢者サロンは、原則2名以上のスタッフを配置し、運営するものとする。ただし、実施に支障がないときは、スタッフ1名で運営することもできる。

(参加費等の徴収)

第10条 高齢者サロンは、参加費・食事代などについて、会場費や材料費等を考慮し、営利目的とならない範囲の実費担当分として、任意で定めることができる。

(守秘義務)

第11条 高齢者サロンのスタッフは、利用者への対応に十分配慮するとともに、知り得た個人情報等について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

#### 附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 令和 7 年度(2025 年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の通いの場を運営する地域の自主的な団体(以下、「サロン」という。)の活動に必要な経費に対して、市が当該年度において予算の範囲内で交付する補助金に関し、補助金等の交付の手続等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 サロンにおけるレクリエーション・趣味活動や介護予防活動を支援することで、高齢者の孤独感や引きこもりの解消につなげるとともに、心身機能低下を予防することを目的とする。

### (対象)

第3条 補助金の交付は、別添「八王子市ふれあい・いきいきサロン運営基準」に規定する条件を満たした団体を対象とする。

2 前項のうち、補助金を不要とし、登録のみを申請する団体を「自主サロン」という。

### (補助の区分等)

第4条 補助の区分、補助金額、対象経費は、別記のとおりとする。

### (交付及び登録の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる書類を八王子市長(以下「市長」という。)へ提出しなければならない。

- (1) 令和 7 年度(2025 年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金 交付申請書(様式第1-1号)
- (2) 令和 7 年度(2025 年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金 活動計画書(様式第1-2号)
- (3) 令和 7 年度(2025 年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金 運営者(スタッフ)名簿(様式第1-3号)
- (4) 令和 7 年度(2025 年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金 交付請求書(様式第1-4号)

### (5) 会則

2 自主サロンの登録を希望する団体は、次に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 令和 7 年度(2025 年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業 自主サロン登録申請書(様式第2号)
- (2) 令和 7 年度(2025 年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金 活動計画書(様式第1-2号)
- (3) 令和 7 年度(2025 年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金 運営者(スタッフ)名簿(様式第1-3号)
- (4) 会則

### (交付及び登録の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請を受付したときは、書類審査及び必要に応じて実態調査を行い、地域バランスや計画等を総合的に判断したうえで、予算の範囲内で優先度の高い順に交付又は登録を決定する。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付を認めた場合には、別紙の「交付の条件」を付して交付決定し、令和 7 年度(2025 年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金 交付決定通知書(様式第3号)又は令和 7 年度(2025 年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業 自主サロン登録決定通知書(様式第4号)により団体へ通知する。



(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付を認めた団体に対し、第4条に基づく補助金を交付する。

2 補助金の交付は、市長が認める場合を除き、口座振替で行う。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた団体は、補助金対象年度終了後、次に掲げる書類を指定する期日までに市長へ提出しなければならない。

(1) 令和7年度(2025年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金 実績報告書(様式第5-1号)

(2) 令和7年度(2025年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金 活動報告書(様式第5-2号)

2 自主サロンの登録を受けた団体は、登録対象年度終了後、次に掲げる書類を指定する期日までに市長へ提出しなければならない。

(1) 令和7年度(2025年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金 実績報告書(様式第5-1号)

(2) 令和7年度(2025年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金 活動報告書(様式第5-2号)

(補助金の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、審査及び必要に応じて調査を行う。

2 市長は、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、令和7年度(2025年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金 交付額確定通知書(様式第6号)により団体へその旨を通知する。

(変更)

第10条 年度途中でサロン名、代表者住所・氏名・印・連絡先、開催場所・曜日・時間、その他申請した内容に変更が生じた団体は、1か月以内に市長へ令和7年度(2025年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金 変更・休止申請書(様式第7号)を提出しなければならない。

(休止)

第11条 年度途中で活動を休止した団体は、速やかに市長へ令和7年度(2025年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金 変更・休止申請書(様式第7号)及び第8条に規定する書類を提出しなければならない。

2 市長は、第9条の規定に基づく審査等を経て当該年度の補助金の額を確定し、第9条第2項に規定する令和7年度(2025年度)八王子市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業補助金 交付額確定通知書(様式第6号)により団体へその旨を通知する。

(補助金及び登録の取消し)

第12条 次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部又は自主サロンの登録を取り消すことができる。交付決定を取り消した場合において、取り消した部分に関し、既に補助金を受領しているときは、市長の指示するところにより、取り消された補助金の額を返還しなければならない。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付又は自主サロンの登録の決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(4) 暴力団の利益となる利用であることが判明したとき。暴力団による利用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会する。(八王子市暴力団排除条例第9条)

(5) 前各項のほか、補助金等の交付の手續等に関する規則及び他の法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 第9条、第11条及び前条の規定により、返還額が生じた団体は、指定された期日までにその額を市長へ返還しなければならない。

(帳簿類)

第14条 団体は、次のとおり支援事業に係る帳簿を常備・保管しなければならない。

- (1) 支援事業に係る帳簿、領収書その他の資料を常備し、市長が必要であると認めたときは、提示又はその内容を報告すること。
- (2) 支援事業に係る帳簿、領収書その他の資料については5年間保存をすること。

(補助金の見直し)

第15条 「補助金制度見直し方針」(平成31年(2019年)2月)に基づき、見直しを行うこととする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う

## 別記(第4条関係)

### 1. 令和7年度(2025年度) 補助の区分と補助金額

| 補助区分         | 開催日数            | 運営費        | 会場費       | 介護予防加算    |
|--------------|-----------------|------------|-----------|-----------|
| ふれあい・いきいきサロン | 年10日以上<br>19日以下 | 上限20,000円  | 上限10,000円 | 上限10,000円 |
|              | 年20日以上<br>39日以下 | 上限40,000円  | 上限20,000円 | 上限20,000円 |
|              | 年40日以上<br>79日以下 | 上限80,000円  | 上限40,000円 | 上限40,000円 |
|              | 年80日以上          | 上限160,000円 | 上限80,000円 | 上限80,000円 |
| 自主サロン        | 年10日以上          | —          | —         | —         |

### 2. 対象経費

| 費目     | 対象経費                                                                                                         |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運営費    | サロン運営に係る経費(消耗品費・材料費・印刷費・外部講師への謝礼・備品購入費(税込単価5万円までに限る)・資格取得費用(実施要項第1条に定める目的のために必要な資格に限る)・会場費・通信費・その他、市長が認める経費) |
| 会場費    | サロン会場に係る経費(会場使用料・賃貸料等)                                                                                       |
| 介護予防加算 | 介護予防に資する活動回数に応じて加算                                                                                           |

### 3. 対象経費とならない経費

- (1) 飲食費(お菓子やお茶・コーヒー等を含む、飲食に係る経費)
- (2) 個人の所有や権利になる経費
- (3) 領収書のない経費
- (4) その他、市長が不適当と認める経費

## 交付の条件

- 1 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けること（軽微なものは除く。）。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 4 補助事業が完了したときは指定する期日までに実績報告書を市長に提出すること。
- 5 4により実績報告を受けた場合、これを審査し、又は必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、是正のための措置を命ずることがある。
- 6 次のアからエまでの一に該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
  - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
  - ウ 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
  - エ 前各号のほか、補助金等の交付の手續等に関する規則及び他の法令に違反したとき。
- 7 6により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を受領しているときは、市長の指示するところにより、取り消された補助金の額を返還すること。
- 8 補助事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めたときは、提示又はその内容を報告すること。
- 9 補助事業に係る帳簿、領収書その他の資料については5年間保存をすること。
- 10 市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じること。
- 11 補助区分に応じた日数以上運営すること。

## 八王子市ふれあい・いきいきサロン運営基準

### 1 団体要件

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 法人格を持たない非営利の団体(ただし、法人町会・自治会については対象とする)であること。
- (2) 会則等を設定し、団体の活動目的を明示していること。
- (3) 市民生活における不特定多数の利益に寄与し、高齢者に対する支援を継続的に実施していること。
- (4) スタッフに複数の市民(市内在住・在勤・在学)を含んでいること。
- (5) 近隣住民(町会・自治会等)の理解を得ていること。
- (6) 政治活動及び宗教活動を目的としていないこと。
- (7) 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (8) 市内に活動拠点があること。

### 2 対象活動

次に掲げる活動を総合的に実施すること。

- (1) レクリエーション・趣味活動
- (2) 介護予防に資する活動
- (3) 高齢者同士又は世代を超えた地域住民の交流活動

### 3 活動場所

次に掲げる要件を全て満たし、継続的に実施可能な場所で活動すること。

- (1) 地域住民が気軽に出入りすることができる町会・自治会館や集会所、市民センター及びこれに準ずる場所
- (2) おおむね10名以上の利用者が、一度に利用しても支障が出ない程度以上の広さが確保されている場所
- (3) 建築基準法・地区計画(八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例)に抵触していない場所

### 4 運営時間

1日あたり原則90分以上運営すること。

### 5 スタッフ

登録スタッフは5名以上、運営時は2名以上のスタッフを配置すること。

### 6 参加人数

1日あたり10名以上の参加者が見込めること。

### 7 運営方針

会場の周辺に居住する高齢者をはじめ、誰もが利用できるように運営すること。

### 8 参加費等の徴収

参加費・食事代などについて、営利目的とならない範囲の実費相当分として、任意で定めることができる。

### 9 守秘義務

スタッフは、利用者への対応に十分配慮するとともに、知り得た個人情報等について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

### 10 相談窓口の周知

スタッフは、高齢者サロンの開催時には、参加者に対し、高齢者あんしん相談センター等の高齢者支援に関わる相談窓口を周知するよう努めること。

また、参加者の生活状況を把握し相談に応じるとともに、必要に応じてニーズに対応した関係機関につなげること。

なお、参加者の生活状況に異変が疑われる場合等は高齢者あんしん相談センター等、高齢者の見守りを所管する部署に対して速やかに連絡を行うこと。

### 11 市への協力

高齢者サロンは、地域支援事業に関する調査、実地点検、効果測定及び研修会等への参加に協力しなければならない。

※補助要綱は年度によって変更となる場合があります。最新の補助要綱は市ホームページでご確認ください。